

人材募集

【勤務期間】 いずれも5月1日～令和3年3月31日(再任可) 詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務日時	報酬など (報酬額は令和2年度予定)	申込方法	選考日・ 選考方法	申し込み ・担当課
区立保育園 要支援児保育士 集団保育の適応などに補助が必要な乳幼児の保育業務	若干名	保育士の資格を有する方	月～土曜日のうち週4日または5日 ・週30時間勤務 午前8時30分～午後5時15分 (勤務曜日・時間は採用園による)	月額173,821円 期末手当・交通費・ 有給休暇あり。 健康保険・厚生年金 ・雇用保険加入。	4月13日(月)午後3時までに電話 で申し込みの上、市販の履歴 書と84円切手を面接時に持参。	4月中旬に 書類選考・ 面接。	保育課 ☎5654 - 8267
区立保育園 短時間保育士 乳幼児の保育業務	5人程度		月～金曜日 午前7時15分～午後3時または正午 ～午後8時30分の間で6時間 (勤務時間は採用園による)	月額199,927円 期末手当・交通費・ 有給休暇あり。 健康保険・厚生年金 ・雇用保険加入。			
区立保育園 保育補助	20人程度	月～土曜日 午前7時15分～午後8時30分の間で 週30時間以内 1日2回(朝と夕方)出勤するシフト あり。 (勤務曜日・時間は採用園による)	時給1,237円 期末手当・交通費・ 有給休暇あり。 週20時間以上勤務の 場合は健康保険・厚生 年金・雇用保険加入。				
区立保育園 用務補助A・B	10人程度	資格不問	【用務補助A】 月～土曜日のうち週3～5日勤務・ 週26時間以内 ▷月～金曜日 午前9時～午後3時 ▷土曜日 午前9時～午後4時 【用務補助B】 月～金曜日のうち週4日または5日 /午前8時30分～午後0時30分また は午後1～5時 (勤務曜日・日数・時間は採用園 による)	時給1,050円 期末手当・交通費・ 有給休暇あり。 週20時間以上勤務の 場合は健康保険・厚生 年金・雇用保険加入。			
スクールソー シャルワーカー 学校と関係機関の連 携・調整業務	1人	次のいずれかに該当する方 ▷社会福祉士の資格を有する方 ▷大学院、研究機関において ソーシャルワークに関 する研究・実践の経験を 有する方	月～金曜日のうち週3日 午前8時30分～午後5時15分	日額19,300円 期末手当・交通費・ 有給休暇あり。 健康保険・厚生年金 ・雇用保険加入。	市販の履歴書(余白に「スク ールソーシャルワーカー希望 」と記入)、資格を証する書類 の写し、作文「教育委員会か ら派遣されるスクールソー シャルワーカーの果たすべき役 割」(400字程度・様式自由)、 返信用封筒(84円切手貼付・ 宛先記入)を、4月8日(水)(必 着)までに持参か郵送。	書類選考の 上、4月中旬 に面接。	〒125 - 0053 鎌倉2 - 12 - 1 総合教育センター ☎5668 - 7602
精神障害支援 区分認定調査員 精神障害者に対する障 害支援区分認定調査・ 支給決定業務など	1人	精神障害支援の実務経験が あり、保健師、看護師、精 神保健福祉士、社会福祉士、 介護支援専門員のいずれか の資格を有する方	月～金曜日のうち週4日 午前8時45分～午後4時30分	月額199,750円 期末手当・交通費・ 有給休暇あり 健康保険・厚生年金 ・雇用保険加入。	市販の履歴書、資格を証する 書類の写し、返信用封筒(84 円切手貼付・宛先記入)を、4 月3日(金)(必着)までに持参か 郵送。	書類選考の 上、4月中旬 に面接。	〒125 - 0062 青戸4 - 15 - 14 健康プラザかつ しか内保健 予防課 ☎3602 - 1274

かつしか健康チャレンジ
参加者募集

【担当課】 地域保健課 ☎3602 - 1231

ウォーキングや各種イベントに参加をして、楽しみながら健康づくりをしませんか。歩数計測などで「ポイント」を集め、一定のポイントが貯まると抽選で「景品」と交換できます。
令和元年度から継続して参加される方は新たな申し込み・説明会への参加は不要です。
【募集開始】 4月1日(水)午前8時から(先着順)
【対象】 区内在住・在勤・在学の方500人(活動量計200人、アプリ300人)

申込方法

活動量計で参加したい方

説明会への参加が必要です。

はなしようぶコール(☎6758 - 2222)に連絡の上、希望の日時をお伝えください。

【説明会日時・会場】

日時	会場
5/17(日)午前10時～正午	健康プラザかつしか (青戸4 - 15 - 14)
5/17(日)午後2～4時	
5/23(土)午前10時～正午	
5/23(土)午後2～4時	

各回50人程度

アプリで参加したい方

- ①下のQRコードから区ホームページにアクセスします。
- ②「アプリダウンロード方法」に従って、アプリをダウンロードし、登録を行います。
- ③登録完了のメールが届けば、申込完了です。



インターネット広告の通信販売では契約条件に注意しましょう

消費生活情報

くらしのまぜ

インターネットの広告を見て商品を購入する通信販売では、広告に表示された契約条件が重要になります。内容をよく確認せず購入し、トラブルになる例が後を絶ちません。今回は、実際の事例とアドバイスををご紹介します。

【担当課】消費生活センター
(立石5・27・1ウィメンズパル内)
☎(5698)2311

事例

スマートフォンでSNSを見ていたところ、「サブリメントがお試し500円」と書かれた広告が表示された。広告ページの量が多かったため、一部を見て「お試し」の商品を注文した。商品が届き、4回継続購入が条件で、お試し価格は初回のみ定期購入と知った。定期購入に申し込んだつもりはないが、どうすればよいか。

アドバイス

インターネットなどの広告を見て商品を購入する通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんので注意しましょう。
「お試し」「初回送料のみ」などの表示が強調されている場合、定期購入が条件であることや解約条件などが小さい文字で表示されていたり、別のページに表示されていたりして気付きにくい場合があります。この場

合、事業者が「定期購入にした覚えはない」「体に合わない」などと解約を申し出ても、初回分を通常価格で請求されたり、定期購入条件なので解約できないと断られたりするケースも多々見られます。
インターネットでの通信販売を利用する場合は、商品を購入する前に、「定期購入が条件となっていないか」「解約・返品はできるか」「その条件はあるか」など、「解約の申し出先や解約方法」などの表示を確認し、慎重に判断しましょう。特にスマートフォンは画面が小さいため、拡大表示するなどしてしっかりと確認するようにしましょう。
商品を購入する場合、注文時の契約条件を後で確認することができるよう、注文画面を保存することや、事業者と連絡した内容を記録することも大切です。
困ったときは、消費生活センター(☎(5698)2311)へご相談ください。